

# 保育所保育指針 平成30年施行

## 「全国保育士会倫理綱領」 記載

### 第5章 職員の資質向上

#### 1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員がもつべき倫理観の具体的な内容については、職種ごとの関係団体において、それぞれの専門性を踏まえた倫理綱領などが定められている。保育士については、全国保育士会において、「全国保育士会倫理綱領」が定められている。この倫理綱領では、保育士に求められる子ども観やそれを踏まえた保育の基本姿勢及び保育士としての使命と役割を掲げた上で、子どもの最善の利益の尊重、プライバシーの保護、子どもの立場に立って言葉にできない思いやニーズを的確に代弁することなど、保育士の職務における行動の指針が示されている。



保育指針へ  
記載されている  
子どもの最善の  
利益

### 序章

#### 1 保育所保育指針とは何か

保育所保育指針は、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたものである。

保育所保育は、本来的には、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況及び地域の実情等を踏まえて行われるものであり、その内容については、各保育所の独自性や創意工夫が尊重される。その一方で、全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要となる。このため、一定の保育の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう、保育所保育指針において、全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定めている。



## 総則第1章

### 1 保育所保育に関する基本原則

#### (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するということは、保育所保育指針の根幹を成す理念である。

「子どもの最善の利益」については、平成元年に国際連合が採択し、平成6年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められている。子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表している。

P 14

#### エ 保育所における保育士は……倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、… P 17

保育士には、こうした専門的な知識及び技術を、状況に応じた判断の下、適切かつ柔軟に用いながら、子どもの保育と保護者への支援を行うことが求められる。その際、これらの知識や技術及び判断は、子どもの最善の利益を尊重することをはじめとした児童福祉の理念に基づく倫理観に裏付けられたものでなくてはならない。

#### (2) 保育の目標

P 20

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

保護者に対する援助は、子どもの保育と深く関連して行われるものである。第4章の内容を踏まえ、保護者の意見や要望等からその意向を捉えた上で、適切に対応しなくてはならない。それぞれの保護者や家庭の状況を考慮し、職員間で連携を図りながら援助していくが、その際、常に子どもの最善の利益を考慮して取り組むことが必要である。

### (1) 全体的な計画の作成

この全体的な計画に基づき、その時々の実際の子どもの発達や生活の状況に応じた具体的な指導計画やその他の計画を作成していく。すなわち、全体的な計画は、子どもの最善の利益の保障を第一義とする保育所保育の根幹を示すものであり、指導計画やその他の計画の上位に位置付けられる。

P39

### (5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

保育所が自らの保育の内容に関する評価を行う意義は、子どもの最善の利益を保障し、よりよい保育を展開していくために、計画に基づいて行った自らの保育を、多様な観点で振り返りながら、継続的に保育の質を向上させていくことにある。

P58

保育要録は、保育所や子どもの状況などに応じて柔軟に作成し、一人一人の子どものよさや全体像が伝わるよう工夫して記す。また、子どもの最善の利益を考慮し、保育所から小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものであると認識することも大切である。

P291

## 第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、保育と密接に関連して展開されるところに特徴があることを理解して行う必要がある。

P328

### 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

#### (1) 保護者との相互理解

家庭と保育所の相互理解は、子どもの家庭での生活と保育所生活の連続性を確保し、育ちを支えるために欠かせないものである。設備運営基準第36条は、「保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」と定めている。保育所保育が、保護者との緊密な連携の下で行われることは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を進める上で極めて重要である。

P333



イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【不適切な養育等が疑われた場合】

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合には、保育所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもの関係に気を配り、市町村をはじめとした関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切である。そうすることで保護者の養育の姿勢に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

P337

第5章

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

P345

職員がもつべき倫理観の具体的な内容については、職種ごとの関係団体において、それぞれの専門性を踏まえた倫理綱領などが定められている。保育士については、全国保育士会において、「全国保育士会倫理綱領」が定められている。この倫理綱領では、保育士に求められる子ども観やそれを踏まえた保育の基本姿勢及び保育士としての使命と役割を掲げた上で、子どもの最善の利益の尊重、プライバシーの保護、子どもの立場に立って言葉にできない思いやニーズを的確に代弁することなど、保育士の職務における行動の指針が示されている。

P346

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

さらに、保育の質への影響が大きいことを自覚し、人間性を高めるなど、日頃から自己研鑽に努めなくてはならない。保育所保育指針に示される基本原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、保育所全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮することが必要である。同時に、チームで行う保育の基礎となる職員一人一人の専門性の向上の機会を提供又は確保することが肝要である。

P348

# 幼保連携型認定こども園教育保育領要

平成30年施行

## 序 章

### 第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園 における教育及び保育の役割

#### 2 幼保連携型認定こども園の生活

##### (1) 園児一人一人にとってふさわしい生活の場であること

幼保連携型認定こども園においては、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違い等により、園児一人一人の生活やそこでの体験等に差異が生じる場合がある。保護者を含め大人の利益が優先されることのないよう、入園する子どもの最善の利益を守り、幼保連携型認定こども園が園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であることが大切である。

P17



## IV 「私・保育者等の今」をチェックしてみましょう

保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

• 私は、保育者として…

• 保育者等は

• 園内研修にいかにか活かすか



保育所・認定こども園等における

# 人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会

## 4. セルフチェックリスト

### (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しなにかかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってよいことは何かを第一に考えなければなりません。

<保育所保育指針>

第1章 総則 4 保育所の社会的責任

(一) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

※日々の自らの保育を振り返り、「良くない」と考えられるかかわりについて、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると助すかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「助すかしい」という表現は、大人の価値観の押し付けになる可能性があります。たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを察し、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけと良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違ふよ。もう一枚描いてみる？」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。
3	日中	排泄の失敗への対応をその場で行った、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉をかけるをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の入目につかぬ場所で、「お掃除をしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ話を聴き取らないう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは待ってた？すぐに聞かせてあげよう」と声をかけよう。先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したいよと子どもが感じることで信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことをやっている子に、「早くやめて、できないなら後に行こう」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを潰さずに行うべきです。子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉かけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての給食を配膳し、子ども自身が好きな食べ物で食べられる環境を確保することが必要です。また、こぼす、食べ残しに目を向けるのではなく、食べる意欲を育む働きかけをしましょう。
8	離園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が責めたい思いをしないう。配慮が必要ですが、トラブルや問題のことは保護者同士の話し合いで、相手の気持ちを理解する事や相手の気持ちに寄り添うこととなるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士でトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断を下すのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと働きかけましょう。
10	その他	自分から訴えてトイレに行くことができないようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの身体的行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

### (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

参照すべき条約等

<子どもの権利条約（日本ユニセフ抄訳）>

第12条 意見を表明する権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由な意見を表明する権利をもちます。

その意見は、子どもの発達に即して、じゅうぶんに考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもちます。

ただし、ほかの人に迷惑をかけるはなりません。

※日々の自らの保育を振り返り、「良くない」と考えられるかかわりについて、「している（したことがある）」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	日中	集団行動をするための言葉かけをした際、言葉かけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「〇〇しないなら〇〇できない」との言葉かけは、子どもたちに行動を強要するかわり（脅し）です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができれば、確実な言葉かけをして子どもをやる気を育んでいきましょう。
2	昼食時	ごはんをこぼした子どもに対して、床に落としたりものを拾って食べるように促す。また、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	強制的でなく、大人は決まっています。子どもは自分で決めるべきではありません。また、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する（のし）は、子どもたちの自尊心を傷つけます。子どもたちが互いに尊重する心が育つよう、配慮しましょう。
3	午睡時	なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなだは寝ないで仕事が出来ないんだよね」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	自分の仕事を優先して考えるのではなく、子どもの気持ちやその日の状況に配慮したかかわりを行いましょう。
4		寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るよう布団を敷いたり、布団を敷いた子の布団と離して寝かしたりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう働きかけましょう。
5	その他	どなたか、「〇〇しない」との言葉や子どもが怖がるもの（鬼等）を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもに恐怖心を与えて、保育者の指示に従わせるのではなく、子どもが自ら行動できるような言葉かけを心がけましょう。



6. 振り返りシート

※チェックリストを簡潔・リーダーチャートを作成して、気づいたことや感じたことを記入してください。

※チェックリストおよびリーダーチャートの結果をふまえ、今後、自らがどのように保育に取り組むことが必要だと考えますが、カテゴリーごとに ①自らの良い点、②自らの改善すべき点や目標の2つの視点から記入してください。

【1】【子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり】について

【2】【物事を推進するようなかかわり・両面的な言葉かけ】について

【3】【話を考える・乳儀なかかわり】について

【4】【一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり】について

【5】【論理的なかかわり】について

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる?」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしてしましょう。
3	日中	排泄の失敗への対応をその場で رفتたり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわわり <small>あなたの「保」では?</small>	チェック欄	より良いかわかりへのポイント
4	日中	子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解するための言葉かけは大切ですが、必要以上に責めるべきではありません。
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましょう。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したい』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦しいことを渋っている子に、「早くやっつて。できないなら後ろに行つて。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べた次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。

7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べた次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物のよし悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で強制的に排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。子どもが自ら排泄を訴えることができる配慮をしましょう。

V 子どもの人権を尊重する保育 新年度スタート時の保育室の環境図を描いてみよう

子どもの人  
権尊重の観  
点から  
●大切に  
したこと

●工夫し  
ていること

●保育者等  
の連携

現在1月下旬の 保育室の環境図を描いてみよう

子どもの人  
権尊重の観  
点から  
●大切に  
したこと

●工夫し  
ていること

●保育者等  
の連携

# VI 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

令和 年5月  
こども家庭庁



## 目次

### 1 はじめに

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 虐待等と不適切な保育の考え方について
- (3) 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

### 2 保育所等における対応

- (1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
- (2) 虐待等に該当するかどうかの確認
- (3) 市町村等への相談
- (4) 市町村等の指導等を踏まえた対応
- (5) さらにより良い保育を目指す

### 3 市町村・都道府県における対応

- (1) 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
- (2) 保育所等からの相談や通報を受けた場合
- (3) 事実確認、立入調査
- (4) 虐待等と判断した場合
- (5) フォローアップ

## 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

令和5年5月  
こども家庭庁

### 1 はじめに

#### (1) 本ガイドラインの位置づけ

○ こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において、虐待等はあってはならず、これまでも保育所等における保育士・保育教諭等職員によるこどもへの虐待等に関しては、以下のような対応を行ってきた。

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と、施設内での虐待等を禁止する旨の規定が置かれている<sup>1</sup>。
- ・ 保育所保育指針解説（平成30年3月）においては、「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。」ことを示している。
- ・ 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月株式会社キャンサーズキャン。以下「手引き」という。）を作成、周知している。

○

(2) 虐待等と不適切な保育の考え方について

<虐待等について>

○ 保育所等における虐待等については、前述のとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などにおいて、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為は禁止されている。

一方で、保育所等における虐待等の具体例についてはこれまで明記されていなかったことから、本ガイドラインにおいて、禁止される虐待等の考え方を下記のとおり明確化し、整理することとする。

- まず、保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為である。また、下記に示す行為のほか保育所等に通うこどもの心身に有害な影響を与える行為である「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め、虐待等と定義される。
- ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
  - ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
  - ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

保育所等における、職員によるこどもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、濡れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為</li> <li>・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下着のままに放置する</li> <li>・ 必要の無い場面ですら下着の状態にする</li> <li>・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）</li> <li>・ 性器を見せる</li> <li>・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）</li> <li>・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う</li> <li>・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など</li> </ul>
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど、例えば、体調を崩しているこどもに必要な着替えを行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど</li> <li>・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）</li> <li>・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど</li> <li>・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する</li> <li>・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う</li> <li>・ 適切な食事を与えない</li> <li>・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す</li> <li>・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> <li>・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する</li> <li>・ その他職務上の義務を著しく怠ること など</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど</li> <li>・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする</li> <li>・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど</li> <li>・ こどもの心を傷つけることを繰り返すなど（例えば、日常的にかからう、「バカ」「あは」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）</li> <li>・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）</li> <li>・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う</li> <li>・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など</li> </ul>

※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。  
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したものである。

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為</li> <li>打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>下着のままで放置する</li> <li>必要の無い場面で裸や下着の状態にする</li> <li>子どもの性器を触るまたは子どもに性器に触らせる性的行為（教唆を含む）</li> <li>性器を見せる</li> <li>本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）</li> <li>子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う</li> <li>ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など</li> </ul>
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど</li> <li>子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）</li> <li>おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど</li> <li>泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する</li> <li>視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う</li> <li>適切な食事を与えない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な食事を与えない</li> <li>別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す</li> <li>虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> <li>他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する</li> <li>その他職務上の義務を著しく怠ること など</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど</li> <li>他の子どもとは著しく差別的な扱いをする</li> <li>子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど</li> <li>子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど）</li> <li>子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）</li> <li>他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う</li> <li>感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など</li> </ul>

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。

※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

コラム：保育士・保育教諭の“気づき”

保育には様々なシーンが存在し、また、その中でのこどもへの接し方はこどもの個性や状況に応じて柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはできず、保育士・保育教諭一人一人が、状況に応じた判断を行う必要がある。そうした判断力を身に付けるためには、こどもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育士・保育教諭が、自分が行っている保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得ていく必要がある。

保育所における自己評価ガイドラインハンドブックでも、「保育士等が、評価を適切に実施して、子どもや保育についての理解を深め、よりよい保育の実現に向けたアイデアを生み出す上で、様々な人たちと語り合い、多様な視点を取り入れたり、自分の思いや直感を言葉にして発信したりすることは、とても大きな意味を持つ」つとされ、そのための職員間での「こどもへのかかわりや配慮、保育の状況などについての対話」が推奨されている。

保育所において、職員間での「対話」が生まれる体制を整備し、保育士・保育教諭等が“気づき”を得られる環境を作っていくことは、施設長・園長やリーダー層の重要な役割である。



## 保育所、認定こども園等の役割

協働する保育

質の高い保育(教育)

保護者と子育ての喜びを共有  
地域の子育て支援

子どもの最善の利益

○保育の基本をあらためて認識する



研修での学び・今後にどのように活かすか



A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes or responses to the question above.

おわりに

廊下で



倉橋惣三

「育ての心」より

